

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日か
その翌
日と
する)

目 次

◇ 告 示 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
災害危険区域の指定

収入証紙の小売りさばき人の指定
収入証紙の小売りさばき人の廃止

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第千百六十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 迅 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
貝 本 美 加	鳥国薬第五八七号	昭和六十年十月二十四日

鳥取県告示第千百六十四号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び各管轄土木事務所、並びに係市役所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

栗谷町地区災害危険区域

2 区域

鳥取市栗谷町一〇の一部、一〇一二の一部、一〇一七の一部、一〇一三の一部、一〇一六の一部、一〇二四の一部、一三一の一、一四の一、一四二の一、一四三の一、一四四の一、一五の一、一五二、一五三の一部、一七、一八、一八一、一九、一九一、二〇の一部、二二の一部、二一一、二二二の一部、二二二二の一部及び二三三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

立川一丁目地区災害危険区域

2 区域

鳥取市立川町一丁目二の一部、一六一一の一部、一六一三の一部、一七の一、一七一の一部、一七三の一部、一七の四及び一七の一の一部並びに上町一六二二の一部、一七三の一部及び一七八の一部

三 名称

湖山南五丁目地区災害危険区域

2 区域

四 名称

鳥取市湖山町南五丁目四〇一の一部、四〇三一の一部、四一二の一部、四一三の一部、四一六の一部、四一七の一部、四二〇から四二五までの一部及び四二七の一部並びにこれらと一体をなす国有地

中原地区災害危険区域

2 区域

八頭郡智頭町大字中原字上皆地二六三一の一部、二六三二の一部、二六四の一部、二六四一、二六四二、二六五、二六五二、二六五二の一、二六五二次一の一部、二六七から二七〇までの一部、二七一から二七四まで、二七四一、二七五から二七八まで、二七九の一部、二八〇の一部、二八〇一、二八一の一部、二八一二、二八二一、二八二二の一部、二八二三の一部、二八四一の一部、二八五、二八六、二八七一、二八七二の一部、二八八二の一部及び二八九の一部、字中土居三三六から三三八までの一部、三四〇一の一部、三四二、三四二一、三四三、三四三一、三四四、三四四一、三四五一、三四五二、三四六一、三四六二、三四七、三四七一、三四八、三四九一の一部、三五〇一の一部及び三五二一の一部、字北皆地三七七一の一部、三七七二の一部、三七八及び三七九の一部並びに字上工山七六一一の一部、七六六一、七六六二、七六七一の一部、七六七二、七六七三、七六八の一部、七六九の一部、七六九一、七七〇一から七七〇四まで、七七〇一及び七七二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五 1 名称

落岩地区災害危険区域

2 区域

八頭郡郡家町大字落岩字東土井一八一の一部、一八二、一八二一、一八二一、一八三から一八九まで、一九〇の一部、一九一、一九二の一部、一九四の一部、一九五の一部、一九六、一九七一、一九七二、一九八一、一九八一、一九八一内一、一九八一次一、一九九、一九九一、二〇〇から二〇二まで、二〇三の一部、二〇三一の一部及び二〇三二、字宮ノ下モ二〇四、二〇四一、二〇四二、二〇五、二〇五一、二〇六、二〇六一、二〇七から二〇九まで、二〇九一、二一〇から二一三まで、二一三一、二一三二、二一四から二一六まで、二一六一、二一六二、二一七、二一七一、二一八、二一八一、二一八二、二一八次一、二一九、二一九一、二二〇、二二〇一、二二二、二二二一、二二二二、二二三、二二四、二二五の一部、二二六の一部、二三〇の一部、二三〇一の一部、二三一の一部、二三二の一部、二三二一の一部、二三三の一部、二三四から二三六まで、二三八一から二三六三まで、二三七、二三七一、二三八、二三八一、二三九、二四〇、二四三一の一部、二四九の一部、二五〇一及び二五〇一三の一部並びに字上野山六五六の一部、六五七、六五八の一部、六六一、六六二、六六三の一部、六七三の一部、六七五から六七七までの一部、六七八、六七九の一部、六八〇の一部及び六八〇一並びにこれらと一体をなす国有地

六 1 名称

小泉地区災害危険区域

2 区域

東伯郡関金町大字小泉字屋敷通二八六の一部、二九四から二九六までの一部、二九七一の一部、二九八の一部、二九九一の一部、三〇〇、三〇一一、三〇二、三〇三の一部、三〇四、三〇八一、三〇八二、三〇九、三一〇一から三一〇三までの一部、三一〇一の一部、五八九一の一部、五九〇一、五九一及び五九二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

七 1 名称

八橋地区災害危険区域

2 区域

東伯郡東伯町大字八橋字茅町五三六から五三八までの一部、字大日峰五三九から五四一までの一部、五四三二の一部、五四四一の一部、五四四二の一部、五四七の一部、五四八の一部、五四九一の一部、五五一一の一部、五五二一の一部、五五五の一部及び五五六の一部並びに字後谷五九三の一部、五九四の一部、五九七一の一部及び五九七二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

八 1 名称

下種地区災害危険区域

2 区域

東伯郡大栄町大字下種字屋敷四九九から五〇二までの一部、五〇二一の一部、五〇三、五〇四、五〇四一、五〇五の一部及び五〇六、字下前田五二二一の一部、五二八一の一部及び五二八一

九 1 名称

二の一部、字横山六二一の一部並びに字家ノ空六二二、六二三、六二四一の一部、六二五一三の一部、六二六一一の一部、六二六一三の一部、六二七、六二八、六二九一二の一部、六二九一三の一部、六三〇一の一部、六三一及び六三二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

谷地区災害危険区域

2 区域

倉吉市谷字寺ノ下二七四一の一部、二七四二の一部、二七五一の一部、二七五一三の一部、二七五一六の一部、二七五一八の一部、二七六一二の一部、二七六一六の一部、二七七一一の一部、二七七一二の一部、二七七一四の一部、二七八の一部、二七九の一部及び二八三の一部、字屋敷二八四の二部、二八五の一部、二八六一の一部、二八六一二、二八七一から二八七三までの一部、二八八一の一部、二八九一三の一部及び二九〇の一部、字岡^{三六三}_{三六三}（合併の一部、三六四一の一部及び三七四の一部、字寺井三九九一五の一部、四〇二一一の一部、四〇三一二の一部及び四〇四一の一部並びに字権現平六一四一の一部、六一四二の一部、六一四一五の一部、六一五の一部、六一六一の一部、六一六一二、六一六一三から六一六一六までの一部、六一六一七から六一六一九まで、六一六一〇の一部、六一六一一、六一六一二、六一七一、六一七一二、六一七二三の一部、六一七一一、六一八一、六一八一二及び六一八九並びにこれらと一体をなす国有地

十 1 名称

小浜（屋敷）地区災害危険区域

2 区域

東伯郡泊村大字小浜字浜山七三五一の一部、七三五一二の一部、七三五一三、七三五一四の一部、七三五一五、七三五一六の一部、七三六一一の一部、七三六一二、七三六一三から七三六一五までの一部、七三六一六、七三七一二の一部、七三九一三の一部、七三九一五の一部及び七三九一六の一部、字五ノ大谷七九五一二の一部、七九八一の一部及び七九八一二の一部並びに字屋敷八〇二一一の一部、八〇六一一の一部及び八〇八一の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十一 1 名称

御来屋地区災害危険区域

2 区域

西伯郡名和町大字御来屋字下米見ケ谷三三六一の一部、三三六一二、三三七の一部、三三九一の一部、三三九一二、三四〇、三四一、三四一二、三四二一の一部、三四二二の一部及び三四三一一の一部、字鳴瀧ノ上三五〇一の一部、三五〇二の一部、三五〇三及び三五〇四の一部並びに字松崎屋敷九八八の一部、九八八七から九八八一までの一部及び九八九の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十二 1 名称

祇園地区災害危険区域

2 区域

米子市祇園町二丁目二七―三の一部、二七―八から二七―一〇までの一部、二七―一、二七―一七、二七―一八の一部、二七―一九、二七―二〇、二七―二一の一部、二七―二三、二七―二四、二七―六の一部、二七―六五、七二―四、七二―五、七三―四から七三―七まで、七四―一から七四―三まで、七四―七、八九―四、八九―五、九〇―四から九〇―六まで、九一―一、九一―四、九一―七から九一―九まで、九二―二から九二―四まで、九三―一から九三―三まで、九三―五、九三―六、九四―二の一部、九四―四、九五―二、九五―六、九五―七、九七―八、九八―二及び九九―五の一部並びに陰田町一―八の一部、一―九の一部、三四―一の一部、三五の一部、三六―一から三六―三まで、三六―四から三六―六までの一部、三六―七から三六―一〇まで、三七―一、三八―一、三八―二、三九―一の一部、四〇―一の、四三―五の一部、四三―七の一部、四四の一部及び四五の一部並びにこれらと一体をなす
 国有地

十三 名称

安原地区災害危険区域

2 区域

日野郡日野町安原字オノ脇一七から一九までの一部、二二―一の一部、二二―二の一部、二三の一部、三九の一部、四〇の一部、四一―一の一部及び四二から四六までの一部並びに字谷奥ノ上ミ二二―一の一部、一二二―二の一部、一二三の一部、一二四の一部及び一二四―二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

十四 名称

添谷地区災害危険区域

2 区域

日野郡溝口町添谷字上屋敷四一七の一部、四一七―二の一部、四一七―三の一部、四一八の一部、四一九の一部、四二〇―一の一部、四二一の一部及び四二二の一部並びに字大谷四七六から四八二まで及び四八三の一部並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第千百六十五号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住所	名称	売りさばき場所
昭和六十年十二月十一日	四五六	東伯郡大栄町大字西園八六六	株式会社鳥取県倉吉自動車学校	東伯郡大栄町大字西園八六六株式会社鳥取県倉吉自動車学校

鳥取県告示第千百六十六号

次のとおり収入証紙の小売りさばき人が廃止されたので、告示する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

廃止年月日	昭和六十年十二月十四日
住 所	東伯郡大栄町大字西園八六六
名 称	株式会社鳥取県自動車教習センター

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

昭和六十年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

- 一日時 昭和六十年十二月二十四日(火)午後三時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
- 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 新成人研修会について

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
大日本愛国党鳥取県因幡支部	吉野 宏一	古市 昭	鳥取市永楽温泉町二一―一六	昭和六十年十月二日	その他の政治団体
坂出ゆたか後援会	澤井 玉夫	山田 栄	東伯郡三朝町大字大谷八四六	昭和六十年十月二十九日	"
名越典由後援会	藤井 武雄	別所 幸人	東伯郡三朝町大字山田一七四―一	昭和六十年十月三十日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取県港運支部	代表者の氏名	矢田 一郎	塩谷 和明	昭和六十年十月十一日	政党の支部
自由民主党岩美町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡岩美町大字網代一八	岩美郡岩美町大字大谷六一七	昭和六十年十月三十一日	"
"	代表者の氏名	岩見 誠次	大西 一男	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
山口義行後援会、	中瀬 巴	酒井美美子	倉吉市昭和町三五六	昭和六十年十月十一日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十年十二月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の収支報告書の要旨

◎ その他の政治団体

政治団体の名称 山口義行後援会

報告年月日 昭和60年10月11日 (昭和60年10月1日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	10,727円
ア 前年繰越額	10,727円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	10,727円
2 支出の内訳	
政治活動費	
寄附・交付金	10,727円
合 計	10,727円

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】